

kokyoso tsushin

高教組通信 No.2

2014年5月19日
兵庫高教組書記局URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

「殺し殺される国」づくりを許すな!!

安部首相の私的諮問機関、安保法制懇が報告

牽強付会の「集団的自衛権行使容認」

安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制懇)」は、5月15日、集団的自衛権行使を全面的に認める報告書を提出し、同日安倍首相は報告に沿って憲法解釈変更を検討していく考えを表明しました。まともな論理立てもせず従来の政府解釈を覆す牽強付会の言い分を「憲法規定の文理解釈として導き出される」(文理解釈=法律の解釈において、条文中の語句や文章の文法的な意味を重視する方法)と言い放つ報告と、それをもとに無理矢理「海外で戦争する国づくり」を押し進め、自らを「右翼の軍国主義者」と呼んでもらってもよいと開き直る安倍首相の暴走を絶対に許してはなりません。

(昨年9月アメリカでの安倍首相の発言)

戦争の放棄・戦力の不保持を誓った憲法9条

日本国憲法9条は、戦争の放棄・戦力の不保持を定めています。1947年に文部省が発行した「あたらしい憲法のはなし」は、太平洋戦争について

「こんな戦争をして、日本の國はどんな利益があったでしょうか。何もありません。たゞ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです」

と反省し、戦争の放棄・戦力の不保持について

「しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」

と解説しています。

私たちには、領土拡張・資源強奪を目的として起こした帝国主義戦争を真摯に反省し、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意(憲法前文)」した日本国憲法制定当時の精神に立ち返って、外交努力を尽くして国際平和に貢献することこそが求められています。

牽強付会、「集団的自衛権」容認の憲法解釈

自衛隊は、その制定過程やあり方に問題があるにせよ、歴代政府は、「自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない」(2006年政府答弁書)とし、アメリカとの「同盟」関係で

取りざたされる集団的自衛権について、国際法上は有しているとしながらも「... 憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」(1981年政府答弁書)との立場を堅持してきました。

集団的自衛権 = ある国が攻撃を受けた場合、自らは攻撃を受けていない同盟国が共同して防衛を行う権利。国連憲章第51条に書かれているが、集団的自衛権の名で大国の侵略や介入が行われた。(例: ベトナム戦争(口実となった北ベトナム軍の米艦への攻撃は、でっちあげであったことが後に判明)、旧ソ連のチェコやアフガニスタンへの侵攻)

ところが安保法制懇の「報告」は、「個別的自衛権だけで国民の生存・国家の存立を全うすることができるのか」という点についての論証はなされてこなかった。「個別的自衛権と集団的自衛権を明確に切り分け、個別的自衛権のみが憲法上許容されるという文理解釈上の根拠は何も示されていない」などという乱暴な論理を展開し、具体的な説明もなく「従来の憲法解釈では十分対応できない状況に立ち至っている」と結論づけています。

ごまかしの「限定容認」論、荒唐無稽の事例

「報告」は、憲法上認められる集団的自衛権について「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき」に行使できるとし、それに該当するかどうかは「我が国への直接攻撃に結びつく蓋然性が高いか」、「日米同盟の信頼が著しく傷つ」くか、などを「政府が総合的に勘案しつつ責任を持って判断すべき」としています。しかしこれでは、どのようにも解釈でき、アメリカに強要され、「最高責任者」(安部首相は自らをこのように表現しています)の首相が決断すれば他国との戦争を起こすことができることになり、歯止めがなくなります。法制懇構成員の岡崎久彦氏は、自衛隊の武力行使の歯止めに関して「歯止めは総理大臣。それ以外にない」・「総理大臣が間違っただけということは、選んだ国民が悪い」、戦争への発展の可能性について「国家の命運に関するから有り得る」と、テレビの取材に答えています。

また、集団的自衛権行使の事例として挙げられているものは、「非現実的」「荒唐無稽」との批判が相次いでいます。

世界は日本の「武力行使」など求めていない

また、南シナ海での中国の覇権主義的な姿勢を念頭に、「地域の平和と安定を確保するために我が国がより大きな役割を果たすことが必要となっている」としています。しかし、関係国は、「力には力で」「軍事には軍事で」などという好戦的な対処ではなく、平和的な解決を求めています。日本に対しては、平和憲法に基づいた外交での「大きな役割」が求められているのです。

軍事に突出 「殺し殺される国」に

安部首相は同日の記者会見で「しっかりと日本人の命を守ることこそが私の責任」と言っています。しかしこの間、雇用・医療・介護・教育・福祉等、あらゆる面で国民の生活を壊し、命を脅かしてきたのは安部首相で、軍事には突出した頑張りようです。安部首相が集団的自衛権行使容認の報告を出させたその目的は、決して国民を守るためではなく、アメリカと一緒に戦争できる国づくりであり、アジアにおける日本の軍事覇権です。憲法の平和理念を投げ棄てれば、他国との戦争により、他国民を殺し、日本人も殺される国になってしまいます。こんなことは断じて許してはなりません。